

令和3年9月14日
産業政策課 野崎、柿崎
(外線) 076-225-1519
(内線) 4446

石川県経営持続月次支援金の8月分の受付開始について

8月、9月の本県への「まん延防止等重点措置」の適用を受け、県内の多くの事業者が厳しい経営環境に置かれていることから、8月分、9月分の国の「月次支援金」を受給した事業者に対し、石川県経営持続月次支援金（以下、「県支援金」という。）を給付します。

明日（9月15日）より、8月分の県支援金の申請受付を開始します。

なお、9月分は10月15日に申請受付開始予定です。

1 対象

8月分または9月分の国の月次支援金の給付を受けた事業者。国の給付決定通知書により審査し迅速に給付を行う。

2 給付額

- ・原則、国の半額を給付
中小企業等 上限10万円/月
個人事業主 上限5万円/月

3 受付期間

8月分：令和3年9月15日～令和4年1月31日 ※明日(9/15)受付開始
9月分：令和3年10月15日～令和4年1月31日

4 その他

- ・申請に必要な書類等は石川県ホームページ、各市町商工担当課、各商工会議所、各商工会より入手可能。申請は郵送またはオンラインで受付。
- ・お問い合わせは「石川県事業者支援ワンストップコールセンター」まで（9時～18時（土日祝も開設））。